

# 石狩商工会議所 新商品・新技術開発支援事業 助成金交付要綱

(平成29年6月30日 要綱第2号)

## (目的)

第1条 この要綱は、石狩商工会議所新商品・新技術開発支援事業における助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「新商品」、「新技術」、「開発」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「新商品」とは、地域の農林水産物、鉱工業品又は観光資源（以下「地域資源」という。）を活かした新たな商品・サービスをいう。
- (2) 「新技術」とは、地域資源を活かした商品・サービスの新たな生産技術・役務の提供をいう。
- (3) 「開発」とは、前2号に係る研究・試作・事業化に関する取り組みをいう。

## (対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域資源を活かした新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取り組みを行う事業で、会頭が適当と認めるもの
- (2) 会員が持つ独自の技術・製品の販路拡大、新規需要開拓の促進を図るための見本市・工業技術展等への出展で、会頭が適当と認めるもの。
- (3) 既に製品化された新商品の事業化に向け、販売に係る専門家派遣費用及び宣伝費等経費に対し、会頭が認めるもの（製品完成後1年以内のもの）

## (対象者)

第4条 助成金の対象者は、石狩商工会議所会員（商工会議所の会費滞納者を除く。）であり、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である者とする。

## (助成金額)

第5条 会員が同一年度内に交付を受けることができる助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費合計額の2分の1の金額（1,000円未満切捨て）とし、20万円を限度とする。また、その同一会員が翌年度に2回目となる交付を受けることができる助成金の額は、助成対象経費合計額の3分の1の金額（1,000円未満切捨て）とし、10万円を限度として最終交付とする。

## (対象経費)

第6条 助成対象経費は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 研究開発費 専門家招聘費（謝金、旅費）、調査費（旅費、実施（委託）費、産業財産権等取得費）、試作品開発費（原材料費、外注加工費、試験（検査）委託費、機械装置等レンタル（短期借用）費）、その他の特に必要な経費

- |         |   |
|---------|---|
| (2) 広報費 | <u>パンフレット、ポスター、チラシ、ホームページ等を作成するため、及び広報媒体を活用するために支払われる経費、その他の特に必要な経費（製品完成後1年以内のもの）</u> |
| (3) 事務費 | 消耗品費、図書資料費、借損料、通信運搬費、その他の特に必要な経費  |
| (4) 出展費 | 出展料（有料オプション含む。）、運搬費（搬出入経費）、その他の特に必要な経費  |

(申請)

第7条 助成金を受けようとする者は、第3条に規定する事業の開始日の前日までに、新商品・新技術開発支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式）を会頭に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 会頭は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その審査を中小企業振興委員会に委任し、同委員会が交付の決定をすべきものかどうか判断して、その結果を申請者へ通知するものとする。

(事業報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかに新商品・新技術開発支援事業助成金実績報告書（別記第2号様式）に関係書類を添付し会頭に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 会頭は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査を中小企業振興委員会に委任し、同委員会が本助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、第5条により算定した額を助成金の額として確定し、申請者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月9日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成29年6月30日から施行する。